

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の全部解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成26年10月16日付け新潟市告示第769号で指定した形質変更時要届出区域の全部を解除する。

平成27年2月19日

新潟市長 篠田 昭

1 形質変更時要届出区域としての指定を全部解除する区域

新潟市西区笠木3644番地1の一部

2 指定を解除する形質変更時要届出区域において、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

3 指定の解除理由

汚染土壌を掘削除去し、措置の完了が確認されたため。